

総量削減義務と排出量取引制度における検証機関の登録申請ガイドライン 改正概要（2024（令和6）年9月）

- 検証機関の登録区分5「優良事業所基準（第1区分）」と区分6「優良事業所基準（第2区分）」を統合し「優良事業所基準」へ改正
- 第2部 本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件について、検証機関の登録要件を法人限定に改正
- 第2部 本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件について、検証機関の登録要件として検証業務を行う営業所を都内に限定していたが、都内の要件を削除
- 第2部第3章 検証主任者の登録要件について、新規登録の要件となる業務経験に「GXリーグにおける排出量取引制度での合理的保証水準の検証業務」を追加
- 第3部 登録申請の手続について、営業所の名称又は所在地を変更する場合、事前の届出（2週間前まで）から事後の届出（30日以内）に改正
- 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- その他軽微な修正